広　報　資　料
令和７年５月７日
交 通 指 導 課

自転車利用者の交通違反に対する県下一斉取締りの実施について

１　実施日時
令和７年５月14日（水）午後４時から午後６時までの間

２　実施場所
警察署ごとに選定した「自転車指導啓発重点地区・路線」

３　その他
⑴　自転車利用者の交通ルールの遵守意識を高め、良好な自転車交通秩序の向上を図るため、自転車利用者の交通違反に対する県下一斉指導取締りを実施します。
⑵　県下12警察署及び交通部交通機動隊において指定した「自転車等取締指導者（Ｂ－ＣＡＰ）」を中心に指導取締りを行います。
⑶　「自転車指導啓発重点地区・路線」については、和歌山県警察ホームページに掲載されています。
⑷　当日、取締現場での取材を希望される場合は、事前に取締場所を管轄する警察署に実施場所等の問い合わせをお願いします。
⑸　取締結果については、令和７年５月15日（木）午前中に当課から発表予定です。